第3回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(令和4年度)

資料2

参考資料

2022年11月25日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

- I. 第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見
- Ⅱ. 参考資料

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(義務付けの有無①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【一律義務付けが必要・望ましい】

- 四半期開示は、中長期的な計画等の進捗確認の観点から重要であり、効率化のために情報の質を落とすということには慎重であるべきで、四半期決算短信の義務付けが必要。
- 四半期決算短信の任意化はメリットよりデメリットが多く、引き続き義務付けが望ましい。<u>任意化のデメリットとして、日本企業の情報発信が全体として低下した場合や透明性が後退した場合のグローバルの投資への影響を危惧</u>。任意化のメリットに挙げられた<u>企業の負担軽減は、四半期報告書の廃止により相当程度実現</u>される。
- 日本市場の信頼性を維持する観点から、情報利用者、市場参加者に対して開示の後退となると、大きなマイナス。現状では、四半期開示を任意化した場合、企業が適時に開示するのかという点について、必ずしもその信頼性は十分ではないことを考えると、四半期開示の義務付けが必要。
- <u>平均的企業の開示姿勢からは、四半期決算短信を廃止しても適切な内容を適時に開示するという信頼はないため、廃止する根拠はない。</u>
- <u>四半期決算短信の義務付けを廃止するならば、四半期報告書を復活させるべき</u>であり、四半期報告書を廃止する以上、四半期決算短信を一律に義務付けるのは当然のことではないか。
- 四半期開示によって市場の効率性、流動性の向上、資本コストの低減効果が発現したとの実証研究が報告 されている。四半期開示は、投資家のみならず企業にもメリットをもたらしていると言える。このため、四半期 決算短信は、現状と同様に上場企業に対して一律に義務付けるべき。
- <u>令和3年度ディスクロージャーWGにおいて、四半期開示の意義は十分に確認されたという認識</u>であり、四半期決算短信を一律に義務付けることが適切。
- 四半期開示を一律義務付けるべき。<u>投資者保護のために積み上げてきた四半期開示の制度</u>なので、後退してはいけない。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(義務付けの有無②)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【一律義務付けが必要・望ましい】

● 私が聞いた限りの<u>経営者は</u>、仮に四半期開示の方針が変わったとしても、<u>引き続き四半期開示を行うと言っているが、必ずしも全ての経営者が同じ目線でいるということではないことや、日本市場に対する投資家の信頼ということを考えると、義務付けても良いと思う。</u>

【一律義務付けは不要(市場区分別の義務付けの検討・完全な義務付け廃止に向けた継続的な検討)】

- プライム市場とそれ以外の企業で義務付けを分けることは十分検討に値するのではないか。特に<u>海外投資家の投資を呼び込むプライム市場上場企業について、自主性や創意工夫が認められるような四半期決算</u>短信であれば、義務付けされたとしても企業も対応できるだろう。
- スタートアップ企業への負担、今後のサステナビリティ等の開示拡充の観点から、例えばプライム市場上場企業は義務化、それ以外はシンガポールのように課題のある企業は義務化するなど、企業規模によって義務付けを分けるということも検討して良い。
- <u>グロース市場上場企業についても義務付けを基本としつつ、取引所の承認を前提としてビジネスモデル等</u>に基づいて四半期開示の実施を選択可能とするということも検討して良いのではないか。
- 四半期開示の義務付けは、企業経営者及び投資家の短期的利益志向を助長しかねず、中長期的な視点でのステークホルダーとの対話を阻害するものと認識。さらに、膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしている。全上場企業に一律義務付ける必要があるのか疑問。今回の一本化の議論を第一歩として、より抜本的な制度の見直し、完全な義務付け廃止に向けた継続的な検討を続けてほしい。

【その他】

● 四半期決算には、サイレント期間が年に4回あり対話の機会が減るという課題がある。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(適時開示の充実①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【積極的な適時開示の促進】

- 取引所による好事例の公表などの取組みは有効。
- エンフォースメント強化は、企業の前向きな開示を阻害する可能性があり、慎重に検討すべき。
- 適時開示は、元々、我が国の法制度の中でインサイダー取引規制の枠組みであったと思うが、そこからより発展させて、積極的な開示を後押しするという方向への仕組みづくりが重要であり、場合によってはルール化するのか、あるいはQ&A等で開示を後押しするのか、そうした検討も必要ではないか。
- 積極的な適時開示を促すには後押しするための仕組みづくりが必要。適時開示の望ましい事例を積極的に 公表することで、企業の適時開示に対する市場からのご褒美が与えられることが大事。

【細則主義と原則主義】

- 日本企業における積極的な姿勢が乏しいという指摘に鑑み、例えば適時開示のハードルを下げるための取組を取引所などが主導することを支持。開示対象に関する具体的項目の列挙や、重要性基準などが自主的な開示の妨げになっているのであれば、これを外していくという意味はあるのではないか。
- 企業は、本来は原則主義で、開示すべき事項や重要性を的確に判断できなければならない。そうしないと、 今議論されている国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)などの国際基準に、対応できない。
- 細則主義を見直して<u>原則主義の下で、企業が、投資家に対して何を伝えるべきか、何を理解してもらう必要があるのかを、より積極的に責任を持って検討する機会にする</u>ことからも、適時開示のあり方を見直すべき。
- 適時開示制度には今も包括条項があるので、<u>原則主義をベースとする条項にした上で、現在開示事項として列挙されているものは、義務ではないが重要性が高く通常は開示されるものとして、組み替える</u>ことが考えられるか。原則主義の制度・規定に組み替えたとしても十分機能するのではないか。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(適時開示の充実②)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【細則主義と原則主義】

- <u>原則主義に立ち返って開示を求めていく方が良い</u>のではないか。
- <u>適時開示の規則が細則主義的になっている点は問題</u>。原則主義的な規則に見直すことも考えられるが、<u>イ</u> ンサイダー規定との関連や規則を見直すことによる影響などは慎重に検討する必要。
- 細則主義は望ましくないことは分かっているが、<u>細則が定められているから助かるという場面もある</u>のではないか。
- <u>個別事由に該当しないから開示を行っていないというのは、細則主義が問題というより、現行の包括条項に</u> <u>従っていないということ</u>であるが、<u>包括条項にも軽微基準が定められているので、これを削除したらよい</u>ので はないか。

【その他】

- 業績予想を公表していないから適時開示しなくても良いと解釈する面があるのであれば、<u>業績予想を公表す</u>ることによる開示への影響を調べても良いかもしれない。
- 現状の運用面において、企業、投資家にとって分かりやすい面がある点、実態として重要な情報が開示される点、この両方のことをしっかり確保することが、実際の運用を踏まえると重要なことではないか。目先のところとしては、何が重要かという点について議論したうえで、具体的な点についてはより時間をかけて丁寧に議論することが適切ではないか。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(四半期決算短信の開示内容①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【開示内容の追加が必要・望ましい】

- 四半期決算短信は、基本的には四半期報告書との重複を解消するため簡素化されてきたため、開示内容は簡素化前の水準に戻すべきではないか。特に、サマリー情報に加えて、キャッシュ・フロー計算書も含む財務諸表、主な注記は非常に重要。主な注記の中でも、貸借対照表、損益計算書関係、セグメント情報、キャッシュ・フローの情報などの注記は、財務諸表本表を理解する上では不可欠。
- 開示内容としては、経営成績に関する定性的な記載も定期的に開示される財務情報を理解するために必要な情報であり、復活させるべきではないか。四半期決算短信の開示内容を充実させた結果、開示時期が少し遅れても、従来の四半期報告の45日以内の範囲であれば許容できるのではないか。
- 特に<u>主な注記のキャッシュ・フローの情報とセグメント情報を四半期決算短信に追加することを強く要望</u>する。 日本企業は、米国企業等と比較して事業の多角化が進展している実態があり、セグメント情報は特に重要。
- 最低限開示が必要な項目を開示内容に追加すべき。例えば、セグメント情報などは個人投資家でさえも投資判断にあたり必要な情報。
- 証券アナリスト協会のアンケートでは、現行の四半期報告書で開示される<u>キャッシュ・フロー計算書、財務諸表の主な注記、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、四半期決算短信でも開示してほしいという回答が多数</u>を占めた。これらの情報及びセグメント情報を四半期決算短信の添付資料に義務付けることが適切ではないか。
- 投資家の立場から、経営戦略の進捗状況を把握する上で、セグメント情報、キャッシュフローの情報、減価 償却費、のれんの償却額などが引き続き開示されることが望ましいが、これらは半期報告書で開示されると いうこともあり、四半期決算短信で企業の自主性に任せるのも一つの案かもしれない。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(四半期決算短信の開示内容②)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【四半期決算短信以外で開示を充実】

- 四半期開示を後退せずに効率化する観点から、<u>四半期決算短信を公表した後に、</u>四半期報告書の代わりに、<u>四半期決算短信にない内容を補足する形で臨時報告書を開示すれば良い</u>。つまり、<u>四半期決算短信公表後45日以内に臨時報告書を提出して、そこに、キャッシュ・フロー計算書、注記などが含まれることを期待</u>。
- <u>事業の内容、事業等のリスク、経営上の重要な契約等、研究開発活動の状況</u>、提出会社の状況といった開示は、重要な変更があった場合、適時開示あるいは臨時報告書で対応するということで良いのではないか。
- 事業等のリスクや経営上の重要な契約等、研究開発活動の状況について、四半期報告書で義務化するのではなく、重要な変更があった場合について自主的な開示を適時に行うことができるようにすれば良いのではないか。
- <u>四半期報告書の情報のうち、開示内容として追加されない情報</u>については、<u>重大な変更がある場合に特記</u> 事項として開示する、又は適時開示、臨時報告書等で開示することが適切ではないか。
- <u>レビューした四半期財務諸表を提出することへの企業のニーズがあるのならば、臨時報告書という形でニー</u> ズを満たすことも考えて良いのではないか。

【開示内容の追加は不要・慎重】

● サステナビリティ情報の開示の制度化が進む中で、開示内容を充実させていくことを考えると、企業の負担、 開示タイミングに対する配慮が必要ではないか。四半期決算短信は、速報性にフォーカスして、簡易な形で あっても情報が公表されてきたことや企業の自主的な創意工夫というものを尊重し、これを促進すべきでは ないか。開示内容を色々追加し、レビュー付きの四半期財務諸表を一緒に提出する形にすると、企業負担 が重くなり、対応が難しいところが生じることもあるのではないか。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(四半期決算短信の開示内容③)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【開示内容の追加は不要・慎重】

- 開示内容の拡充により、タイムリーな開示と実務負担の軽減が阻害されることや、四半期報告書はこれまで もほとんど注目されず、追加的な情報価値が確認されていないことから、現行の四半期決算短信の開示内 容を基本とすべき。投資家の要望が強い項目は、企業が積極的に任意開示で対応するのが適当。
- 四半期報告書については、財務諸表の注記などを含め、非常に時間をかけて、企業負担は非常に重かったが、四半期決算短信は、適時性が重要であるため、開示内容の充実が適時性を阻害することは良くない。基本的には、好事例などを示すことで企業の開示を促すことが重要。第1・第3四半期決算短信については、現行の開示内容とすべきではないか。
- 関西経済連合会のアンケートでは、<u>開示内容について、変更不要、簡素化を求める声が9割程度</u>あり、「週刊経営財務」のアンケート結果でも、<u>同様の意見が8割程度</u>と多かったと認識。開示の効率化、簡素化の流れに逆行しないようにお願いしたい。
- 今後、<u>企業は非財務価値の情報開示を求められる流れ</u>にあり、それは将来シナリオを含むと思うが、<u>財務</u> <u>価値と同じように四半期で大きく変化することはない。これを四半期で開示すると企業は情報開示だけで手</u> ー杯となり、投資家との対話の時間が逆に足らなくなるという懸念もある。

【その他】

- 比較可能性を確保するために、ある程度の様式の統一が必要ではないか。
- 投資家の求める情報をしっかり提供していくという方向感については、全委員の共通理解の下、今後の検討を進めていただきたい。スピードと情報量をトレードオフと考えるのではなくて、必要な情報は提供する、そのときに速く提供できるものは速く提供するといった発想で、仕組みは作り得ると思うので、投資家の求める情報と企業の負担等も考えながら、全体として、海外や投資家から見て、よい制度設計になるよう、今後とも議論いただければと思う。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(監査人によるレビュー①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【レビューの義務付けは不要】

- <u>レビューによって四半期決算短信の開示内容は大幅に増大し、企業負担はかなり増加</u>する。また、<u>レビュー</u> の作業のために公表タイミングが遅くなり、タイムリーな情報開示を阻害</u>するため、レビューは不要
- 関西経済連合会のアンケートでは、<u>開示の簡素化につながらないだけでなく、速報性を阻害する懸念</u>があるとして、反対意見が多かった項目の中で、四半期決算短信へのレビュー要求は2番目に多かった。
- <u>タイムリーな開示を優先すべきであり、第1・第3四半期決算短信のレビューについては、任意とすべき</u>ではないか。<u>少なくとも全企業に義務付ける必要はない</u>。

【仮にレビューを義務付けない場合の方策】

- 証券アナリスト協会のアンケートでは、<u>第1・第3四半期の四半期決算短信は速報性を重視するので、レビュー不要という回答が過半数</u>を占める一方で、<u>必要という回答も5割弱と相当な比率</u>を占めた。他の委員から、レビューは必要との意見が非常に多かったことを踏まえ、慎重な検討が必要。<u>仮にレビューを義務付けない場合には、任意でレビューをつけることは検討に値する</u>。
- 仮にレビューを義務付けない場合には、<u>任意のレビューが実施できるような体制の維持は必要。外部の第</u> 三者のレビューにより、適正な開示を行う一定の牽制や、不正の抑止効果があるものと認識。
- <u>負担の軽減という観点から任意化</u>した上で、例えば、<u>企業の判断でレビューを任意に受けることを可能とすること</u>や、シンガポールのように、<u>会計不正が起こった場合や内部統制の不備が判明した場合に四半期レビューを義務付けるのも1つの選択肢かもしれない。</u>

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(監査人によるレビュー②)

四半期<mark>決</mark>算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【レビューの義務付けが必要(情報の信頼性確保)】

- <u>第1・第3四半期にも、会計上の理由によって、年度末と同程度の数の企業が決算延期しているということは</u> <u>重要な確認事項</u>。これは<u>レビューの有効性を示しており、正確性確保の観点でレビューは有効で欠かせな</u> い。<u>不正を早期発見できるという意味で、投資家だけでなく企業にとっても有用性を示している</u>のではないか。
- 四半期報告書に対する<u>レビューがあったからこそ、四半期決算短信の情報の信頼性も確保されてきた</u>と言える。<u>第1・第3四半期については、このような四半期報告書によるバックアップがなくなる</u>のだから、四半期決算短信の情報の信頼性を確保するため、レビューが必要。
- 四半期レビューは義務付けるべき。適正な財務報告のアカウンタビリティを果たしたいという上場企業にとっては、独立した監査人によるレビューを受けるメリットがあり、これは、資本市場の信頼性確保や投資家保護にもつながる。また、企業が資金調達を行う際にも、四半期レビューを受けていれば、機動的な調達が可能。
- 四半期決算短信への<u>一本化は、現行の四半期報告書より簡易にすることが目的であり、質の劣化を招くも</u> のではないという意味においては、監査人のレビューがあってもよいのではないか。
- <u>情報の信頼性、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機自体を抑えるという観点</u>から、第1・第3四半期決算 短信に対して監査人によるレビューが行われることが望ましい。
- <u>レビューについても信頼性の確保から必要</u>であろう。レビューの必要性、信頼性確保の観点と、数日のタイムラグを許容できるかを考慮し制度化すれば良い。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(監査人によるレビュ一③)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【レビューの義務付けが必要(速報性の確保との関係)】

- 中長期視点の確認のための四半期開示と位置付けると、四半期決算短信の公表が5日程度遅れることには大きな意味はない。一本化された場合、2つの公表資料を作成する必要がなくなり、企業の作業が減少すること、投資家から早期開示の要求が高まること、企業が開示を急ぐといったことから、この遅れはさらに短くなるのではないか。現状の四半期決算短信と四半期報告書の公表時期の差にこだわるよりも、情報の質にこだわるべきではないか。
- <u>レビュー義務付けで四半期決算短信の開示が遅れる可能性</u>があったとしても、<u>概ね5日程度のタイミングの</u> 差が平均的であるということであれば、大きな問題はない。
- <u>レビューを義務付けた場合の四半期決算短信の遅れ</u>については、<u>全体として大きな遅れが生じるとは考えにくく、レビューを行うことのベネフィットのほうが大きい</u>のではないか。

【四半期決算短信の公表後、別途レビュー報告を公表】

- 公表時期が遅れることが問題だとすれば、<u>四半期決算短信よりも遅れてレビュー結果を公表することを認めれば良い</u>のではないか。
- 財務情報の公表を義務づける場合には、四半期レビューは一律義務付けるべき。その場合、四半期決算短信は現状どおり公表した上で、四半期財務諸表はレビュー後に公表することが考えられる。
- <u>四半期レビューの後退は考えられない。四半期決算短信を公表した後に、四半期決算後45日以内に臨時</u> 報告書を提出し、レビュー報告書が含まれることを期待。
- 任意で四半期財務諸表を公表したい企業のニーズに対応するため、四半期決算短信を出した後にレビュー付きの四半期財務諸表を公表することを認めてもいいのではないか。四半期財務諸表にはレビューが必要だが、四半期決算短信を公表する時点では特に必要ないのではないか。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(監査人によるレビュー④)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

ド期報告書 中間監査

その他

【その他】

- レビューが取引所規則に基づくものとなる場合には、金融商品取引法第193条の3(監査人が、監査手続の中で法令違反事実を発見した場合に、会社や当局への通知を求める規定)が適用されないと理解。このため、法令等違反事実発見時の会計監査人の対応がどのようになるのかについて、必要に応じて関係者に周知が必要。
- 会計監査人としては、年度監査に加えて3回の四半期レビューを行うことで企業の財務報告の信頼性を全体として確保してきたと考える。四半期報告書が廃止をされ、東京証券取引所の取引所規則による開示になったとしても、企業の情報開示の信頼性を確保する役割には変わらず応えるべき。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(エンフォースメント①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【取引所のエンフォースメントに委ねる】

- 四半期開示が任意の欧州各国でも維持されているところ、<u>我が国の取引所のエンフォースメントは適切に行われており、効果も発揮されているということが理解</u>できたので、<u>四半期決算短信に対するエンフォースメントは、取引所の枠組みがあることで問題はない</u>。
- <u>四半期報告書のみを対象とした課徴金の納付命令は極めて少ない</u>ということなので、新たなエンフォースメントの仕組みはあまり意味がないか。基本的には現状の取引所の規律で十分。
- 四半期決算短信の<u>虚偽記載を抑止するために、臨時報告書で重ねて提出させることは、そもそも一本化の方針に反する</u>もの。<u>セーフハーバー・ルールのない我が国においては、業績予想が含まれている問題</u>もある。また、<u>企業が虚偽記載の責任を負うというリスクを考慮して、確認にかなりの時間を割くことで速報性が犠牲になる</u>ことが想定される。取引所のエンフォースメントに任せるのが適当。
- <u>関西経済連合会のアンケートでは、開示の簡素化につながらない</u>だけでなく、<u>速報性を阻害する懸念</u>があるとして、反対意見が多かった項目の中で、臨時報告書による虚偽記載に対するエンフォースメントは3番目に多かった。
- <u>証券アナリスト協会のアンケートでは、第1・第3四半期の四半期決算短信は速報性を重視するので、臨時報告書の提出は不要という回答が過半数</u>を占め、必要という回答は少数にとどまった。<u>第1・第3四半期については、適時性と正確性のバランスを期待する一方で、エンフォースメントへの期待は必ずしも大きくない</u>と思っている。
- 半期については、第1・第3四半期に比べ、高い水準の保証を期待すると同時に、相応のエンフォースメント も期待したいところであろう。金融商品取引法に基づく開示書類が要求される半期、年度において、虚偽記 載についてしっかりエンフォースメントができれば十分。レビューの有無に関わらず、取引所がエンフォース メントのあり方を議論することは重要。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(エンフォースメント②)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【法令上ではなく、取引所のエンフォースメントが必要】

● 四半期決算短信のサマリー情報にある配当予想や来年度の業績予想は、運用実務において重要。こうした 開示に与える影響も考え、エンフォースメントの度合いを考えるべきではないか。この結果、仮に第1・第3四 半期のエンフォースメントが弱まる可能性があるが、半期報告書でしっかりエンフォースメントするという考え 方もあるのではないか。

【法令上のエンフォースメントが必要】

- 四半期報告書に対するエンフォースメントがあったからこそ、四半期決算短信の情報の信頼性も確保されてきたと言える。第1・第3四半期については、このような四半期報告書によるバックアップがなくなるのだから、四半期決算短信の情報の信頼性を確保するため、エンフォースメントが必要。
- 令和3年度ディスクロージャーWG報告書で記載があったように、<u>臨時報告書に四半期決算短信の情報を記</u>載して提出させることにより、民刑事の責任や課徴金の対象にして正確性を確保する必要。
- 四半期業績の虚偽記載について法的責任が問えないとの指摘があり、金融商品取引法に基づく四半期報告制度が導入されたという経緯を踏まえると、四半期業績に関する財務情報の公表については、虚偽記載に対する刑事罰、課徴金などの罰則規定を維持すべき。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(半期報告書・中間監査①)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【第2四半期報告書の開示内容、保証(レビュー)、提出期限を踏襲】

- 現在の第2四半期報告書を半期報告書として位置付けていくのが、制度移行に伴う影響は最も小さく、合理的。現行の四半期報告書の提出期限、記載内容を踏襲する。半期報告書の保証について、中間監査は日本独特の監査制度であるのに対して、四半期レビュー基準は国際的な監査基準との整合性が取れているため、基本的には、現状の四半期会計基準、四半期レビュー基準を半期報告書に適用するのが合理的。
- 第2四半期に半期報告書を復活させることは、四半期報告書から大幅に開示内容が増えること、提出期限が90日と、第2四半期報告書より大幅に遅いこと、中間監査の手続の報告負担が大きいこと等、企業と投資家の双方にとって問題が多い。中間監査は諸外国には見られない制度で、グローバル・スタンダードから大きく乖離した従前の制度に戻ることになることからも、第2四半期は、第1四半期と同様に四半期決算短信に一本化し、中間監査も不要とすべき。
- <u>関西経済連合会のアンケートでは、開示の簡素化につながらないだけでなく、速報性を阻害する懸念があるとして、反対意見が多かった項目の中で、半期報告書・中間監査の復活は1番目に多かった</u>。企業側の意見としては、半期報告書・中間監査の復活を求める声は全くなかった。
- 四半期決算短信において四半期財務情報の開示を行うのであれば、金融商品取引法の制度開示が半期だとしても、現状の四半期報告書の開示水準を変更する必要はない。半期報告書の保証については、我が国 固有の制度である中間監査の適用範囲を従来以上に拡大することには反対。中間監査の実施を要求する場合、現行以上の負担増が想定され、そのコストに見合うベネフィットが何かが明確でない。
- <u>これまでの四半期報告書の考え方を適用するのが整合的で、かつ、実務上の混乱を避けられる</u>と思う。具体的には、<u>第2四半期決算短信公表後の臨時報告書の提出期限を決算後45日以内にして、レビュー、財務情報は連結ベース、四半期会計基準の適用、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等を適用</u>する。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(半期報告書・中間監査②)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【第2四半期報告書の保証(レビュー)を踏襲】

- 第2四半期について、日本でも四半期レビューが一定の効果を発揮したことを考えると、海外同様、監査又はレビューも考えられるのではないか。中間監査業務は多くの工程を要していることを考えると、半期においてもレビューを許容することによって、開示タイミングが早くなることも期待できるのではないか。
- 第2四半期について、<u>適時性のバランス</u>を考えると、半期報告書・中間監査というよりは、<u>半期報告書又は</u> 四半期決算短信にレビュー付すことを支持するアナリスト、投資家が相対的に多数、半数弱を占めた。
- 中間監査には反対。国際的に見ても、我が国の制度としては説明するのが難しく、実務においても、企業の グローバル化に伴い、海外の主要な構成単位の監査人に対する指示や説明が難しい。中間監査と比べると レビューの工数は格段に少ないが、現行の開示保証制度はこれでも円滑に回っていると考えており、信頼 性も確保されているので、半期報告書については、中間監査ではなく、レビューであるべき。
- 申間監査そのものが日本独特ということもある。半期報告書の保証もレビューが妥当であろう。

【非上場企業、特定事業会社(銀行等)の制度】

- 非上場企業について、半期報告書は不要とし、現状の上場会社と同様の第2四半期報告書としてはどうか。
- <u>非上場企業の半期報告書の記載内容、会計基準及び保証の基準についても、上場企業の制度に近づけていくことも検討に値するのではないか。</u>
- 事上場会社のみならず特定事業会社についても、半期報告書制度の見直しを検討してほしい。

第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見(その他)

四半期決算短信 の義務付け

適時開示の充実

四半期決算短信 の開示内容 監査人による レビュー

エンフォースメント

半期報告書 中間監査

その他

【会計基準、レビュー基準の検討が必要】

- 現状は、法令上の四半期報告書を前提とした四半期会計基準としているが、この四半期会計基準を取引所の四半期決算短信に適用すると同時に、仮に注記の開示内容を見直す場合には、ASBJにおいて検討する必要があるのではないか。
- 会計処理の拠り所やレビューを行う場合にはその基準、仕組みをどのように確保していくかなど、取引所だけでは行い得ない点が出てくるので、今後の議論次第だが、関係機関の方々に協力をお願いしたい。

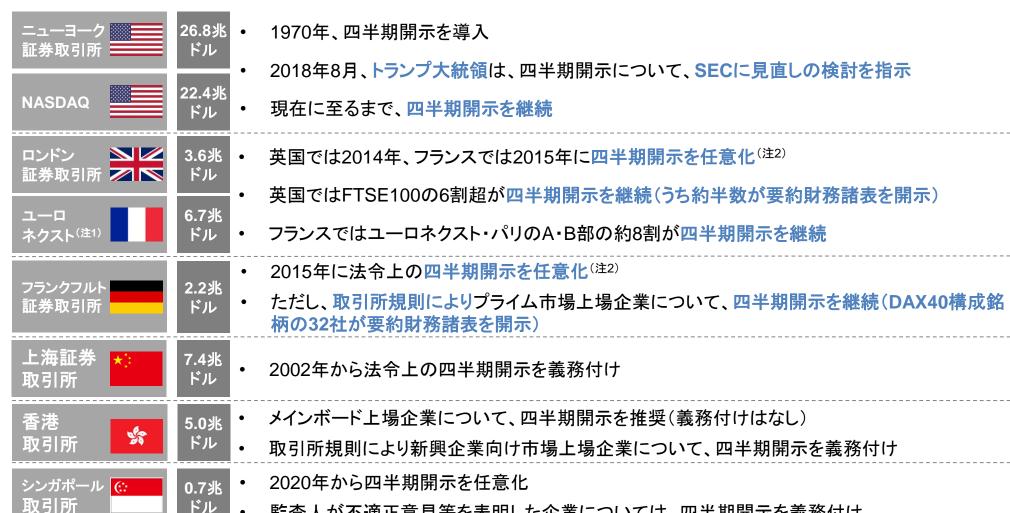
目次

I. 第1回会議(2022年10月5日開催)での主なご意見

Ⅱ. 参考資料

主要国の資本市場における四半期開示の取扱い

四半期開示について、米国では義務化が継続されているが、欧州では任意化されている(ドイツでは、取引 所規則によりプライム市場の四半期開示を継続)



- (注1)金額は、各市場の上場企業(国内企業)の時価総額(2022年3月末時点)。ユーロネクストの時価総額には、傘下の取引所の合計
- (注2)英国、ドイツ、フランスは、2004年にEU透明性指令により上場企業に対して四半期開示が義務化されたことを受けて、それぞれの国内法において義務付け。その後、2013年に同指令の改正による四半期開示の義 務付け見直しを受けて、それぞれの国内法において開示義務を見直し。なお、英国、フランスは、アニュアルレポートで非財務情報の大幅な拡充を行った際、四半期開示義務を見直し。財務情報の開示は任意

監査人が不適正意見等を表明した企業については、四半期開示を義務付け

四半期以外の適時開示(国際比較)

- □ 日本(東証)では、経済界の要請を踏まえ、開示対象や重要性基準を定める細則主義を採用
- □ 一方、米国や英国では、原則主義に基づき、企業が開示すべき事項や重要性を判断している

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
根拠	取引所規則	取引所規則	開示透明性規則	AMF一般規則	有価証券取引法
規定内容	投資判断に重要な 影響を及ぼす決定 事実又は発生事実 について、決定又は 発生次第直ちに開 示	証券市場に重要な 影響を与えることが 想定されるニュース 又は情報を速やか に公表	自らに直接関係する 内部情報(金融商品 の価額等に重大に 影響を及ぼす可能性 が高い未公表の情 報)を可能な限り速 やかに公表	全ての企業は、 Article621-1(内部情報に関する規定)に 定義された情報に関 して迅速に公表	金融商品の国内発 行者は、遅滞なく、発 行者に直接関係する 内部情報を開示
開示 対象	具体的に規則で 列挙	なし	なし	なし	なし
重要性基準	重要性の判断基準 を規定 ※ 売上高で1割以上、 利益で3割以上の 影響を及ぼす場合 など	なし	なし	なし	なし

適時開示・臨時報告書・インサイダー取引規制の比較

□ 適時開示の開示該当事由は、基本的にインサイダー取引規制と揃えられている

適時開示

臨時報告書

インサイダー取引規制(注1)

対象 該事由

- 上場会社
- 業務執行を決定する機関が、一定の 事項を行うこと・行わないことを決定
 - 資本金の減少、株式等の無償割当、剰余金の配当等
- 重要事実の発生
 - 災害に起因する損害、上場廃止の 原因となる事実の発生等
- 子会社における上記事象
- 業績予想・配当予想の修正 等
- ※上記の他、決算短信、四半期決算短信 も適時開示に位置付けられている

- 有価証券報告書提出会社
- 有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの
 - 海外での有価証券発行
 - 親会社・主要株主の異動
 - 組織再編等
 - 代表取締役の異動
 - ▶ 重要な災害・訴訟
 - 株主総会における決議事項
 - ▶ 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を 与える事象 等

- 上場会社の役職員等
- 業務執行を決定する機関が、一定の 事項を行うこと・行わないことを決定
 - 資本金の減少、株式等の無償割当、剰余金の配当等
- 重要事実の発生
 - 災害に起因する損害、上場廃止の 原因となる事実の発生等
- 子会社における上記事象
- 業績予想・配当予想の修正 等
- ※ 上記区分ごとに、適時開示と同様の事項を規定

目的 趣旨

- 上記一定の事項に該当する場合に、 適時の情報開示を求めるもの(投資者 の投資判断に資する情報の提供、イン サイダ一取引の未然防止(注2))
- 上記一定の事項に該当する場合に、 遅滞なく情報開示を求めるもの(投資 者の投資判断に資する情報の提供)
- 上記一定の事項の情報開示を求める ものではなく、当該事項が未公表の場 合に、会社関係者等の売買等を禁止 するもの
 - ※当該情報を適時開示することによって、 インサイダー取引規制は解除

罰則 等

- 上場規程違反による特設注意銘柄への指定、 改善報告書提出、公表措置、違約金の請求の ほか、有価証券報告書等の虚偽記載に該当し 重大な場合は上場廃止措置
- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併 科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金
- 課徴金

- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併 科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金
- 課徴金

(注1)重要情報の公表の仕方についてはフェア・ディスクロージャー・ルールがあり、重要情報は、特定の投資家だけではなく、幅広い投資家への公平な情報提供が求められている(金商法第27条の36) (注2)川口恭弘「投資判断に影響を及ぼす会社情報—適時開示規制、臨時報告書制度、インサイダー取引規制、FDルールの比較検討」『企業金融・資本市場の法規制』(商事法務)において、昭和63年の証券取引法改正によるインサイダー取引規制の整備の際、「インサイダー取引の未然防止という観点から適時開示の重要性が一段と認識されることとなった」との記載あり (参考)該当事由には、軽微基準が定められているものもある

- 21 -

適時開示・インサイダー取引規制の軽微基準の比較

□ 適時開示の「軽微基準」は、基本的にインサイダー取引規制の「軽微基準」と同程度のものが規定

適時開示(注1)

インサイダー取引規制(注2)

24	新製品又は 新技術の企業化	✓ 新事業を開始する事業年度以降の3事業年度における新事業による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、 新事業の開始のための特別支出額合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満
決定事実の例	業務上の提携	 ✓ 提携予定日の属する事業年度以降の3事業年度における業務提携による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、以下の場合にはそれぞれの基準に該当すること ▶ (資本提携を伴う場合で相手方の株式等を新たに取得するとき)取得価額が、最近事業年度末日の純資産額と資本金額の多い額の10%未満 ▶ (資本提携を伴う場合で相手方によって新たに株式等を取得されるとき)取得される予定株式数が発行済株式総数の5%以下 ▶ (合弁会社設立を伴うとき)[新会社の総資産の予想帳簿価額×出資比率]が純資産の30%未満、かつ、[新会社の予想売上高×出資比率]が売上高の10%未満
	固定資産の譲渡 又は取得	✓ 資産の減少額又は増加額が最近事業年度末日の純資産の30%未満
発	主要取引先との 取引停止	✓ 取引停止日の属する事業年度以降の3事業年度における取引停止による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満
生事実の	債務免除等の 金融支援	✓ 債務免除等の額が最近事業年度の末日における債務の総額の10%未満✓ 連結経常利益の増加見込額が連結経常利益金額の30%未満✓ 連結当期純利益の増加見込額が親会社株主に帰属する当期純利益金額の30%未満
例	資源の発見	✓ 資源採掘等の開始事業年度以降の3事業年度における資源利用する事業による売上高増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満

業績予想

変動率:[新たに算出 した予想値又は当連 結会計年度(当事業 年度)の決算におけ る数値]/[公表がさ れた直近の予想値]

変動幅:(新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値)と(公表がされた直近の予想値)の差

- ✓ 連結売上高:変動率上下10%未満
- ✓ 連結営業利益·連結経常利益:変動率上下30%未満
- ✓ 親会社株主に帰属する当期純利益:変動率上下30%未満
- ・連結財務諸表作成会社における個別業績予想の修正等が次に該当する場合
- ✓ 売上高:変動率上下10%未満
- ✓ 経常利益:以下のいずれかに該当する場合
- ▶ 変動率上下30%未満
- ▶ 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差:0.05未満
- ✓ 当期純利益:以下のいずれかに該当する場合
 - ▶ 変動率上下30%未満
- 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差:0.025未満 ※配当予想、配当予想の修正は軽微基準なし(修正の場合、適時開示が必要)

- ✓ 売上高:変動率上下10%未満
- ✓ 経常利益:以下のいずれかに該当する場合
- ▶ 変動率上下30%未満
- 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差:0.05
 未満
- ✓ 純利益:以下のいずれかに該当する場合
- ▶ 変動率上下30%未満
- 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差:0.025 未満
- ✓ 剰余金の配当:変動率上下20%未満

⁽注1)東京証券取引所 有価証券上場規程、適時開示に関する実務要領

⁽注2)有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

四半期以外の適時開示①(コロナ拡大時の開示の状況)

□ 2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時、決算発表時期の到来前に適時開示を行った企業は、1割程度

取引所における対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が<u>事業活動・経営成績に及ぼす影響</u>について、感染防止を優先したうえで、<u>積極的かつ</u> 速やかな開示を要請(2020年2月10日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る**リスク情報の早期開示**を要請(2020年3月18日)

開示状況

- <u>新型コロナウイルス感染症の影響について、決算発表時期(</u>※3月期決算会社の通期決算及び12月期決算会社の第1四半期決算。おおむね4月下旬~5月中旬)<u>の到来前に、適時開示を行った企業は、全体の1割程度</u>
- その後の<u>決算発表時期(2020年4月下旬~5月)においては、足元の影響の有無や内容について記述的に説明する事例が増加したものの、リスク情報として開示した事例は1割程度</u>にとどまったほか、3月期決算会社の半数以上が業績予想の開示を見送り(例年は、通期決算の発表時に9割以上の企業が業績予想を開示)
- 3月期決算会社の第1四半期決算(2020年7月下旬~8月)においては、半数以上の会社が前年同四半期比で30%以上の 減益となった旨を開示(多くの会社で相当の業績インパクトが発生)



四半期以外の適時開示②(ウクライナ情勢の開示の状況(1))

□ ロシア・ウクライナ情勢について、事業活動や経営成績に及ぼす影響やリスクの説明に関する積極的な開示が要請されている

取引所における対応

- ロシア・ウクライナ情勢が事業活動・経営成績に及ぼす影響やリスクの丁寧な説明を要請(2022年3月9日、17日)
- ロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示事例を提供(2022年3月17日、6月3日)

開示状況

● 現在のロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、欧米の企業では影響の有無やリスクへの対応等に関する積極的な情報開示が行われはじめているが、日本企業の開示例は少数(2022年3月時点)

【海外における開示例】

- Deutsche Bank(ニューヨーク・フランクフルト上場)
 - 「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」(2022年3月9日)
 - ▶ リスク軽減の取組みや責任者による現状認識、ロシア・ウクライナ向け貸付金残高・比率等について開示
- British American Tobacco(ニューヨーク・ロンドン上場)
 - 「Russia Business Update and Revised Guidance」(2022年3月11日)
 - ▶ ロシアでの事業継続断念、ロシア・ウクライナの収益割合、業績見通しの修正について開示

四半期以外の適時開示③(ウクライナ情勢の開示の状況(2) 開示事例)

□ 日本企業の中にも、ロシア・ウクライナ情勢の影響について開示している事例が見られる

株式会社日立製作所(2022年3月10日公表)

「ウクライナおよびロシアにおける事業について」※抜粋

ウクライナには、日立グループのGlobalLogic社(米国本社)のエンジニアリング拠点がありますが、同拠点の従業員および家族は、事業継続計画に基づき、安全を最優先としてウクライナの安全な場所や他国への避難を進めています。また、従業員の移動中はサービスが一部滞ることもありましたが、徐々に顧客とのプロジェクトを再開しており、通常のオペレーションを取り戻しつつあります。ソフトウェアエンジニアリングサービス事業の性質上、従業員はパンデミックが生じた際の対応と同様、遠隔地から業務を遂行することができ、現在、同社のオペレーションに大きな影響は生じていません。

また、ロシアにおける事業については、日立グループは当面の間、ロシアへの輸出およびロシアにおける製造拠点の稼働(市民生活に欠かせない電力設備を除く)<u>を順次停止していく</u>こととしました。

なお、日立グループのロシア向け売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通し10兆円に対して約0.5%で、その過半が建設機械事業です。また、GlobalLogic社のウクライナにおける開発拠点が担う売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通しの約0.3%です。

現時点で、ウクライナおよびロシアの情勢変化による<u>当社の2022年3月期の業績への大きな影響はない見通し</u>です。当社では、すでに立ち上げている対策本部を中心に、引き続き状況を注視した上で適切な対応を行っていきます。 今後の情勢の変化に伴い、当社業績に大きな影響が見込まれる場合は、速やかにお知らせします。

- ロシア・ウクライナ両国における事業の状況と今後の対応方針について開示
- 公表済みの業績予想について、ロシア・ウクライナに関連する収益が占める割合を示して影響度を説明

四半期以外の適時開示④(ウクライナ情勢の開示の状況(2) 開示事例)

□ 海外におけるロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示例

Deutsche Bank AG(ドイツ、銀行業)

(2022年3月9日)

「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」

(ロシア向けエクスポージャーが限定的であることを報告)※抜粋

Deutsche Bank has reduced its Russian exposure and local footprint significantly since 2014, with further reductions in the past two weeks. "Our direct exposures are currently very limited and tightly managed. Second- and third-order effects of the current situation, including sanctions and cybersecurity risk, are being carefully evaluated and monitored," said Stuart Lewis, Chief Risk Officer and Member of the Management Board.

Credit exposures to Russia and Ukraine account for a very small portion of the bank's overall loan portfolio and are protected by a number of risk mitigants. These include offshore collateral and financial guarantees, while <u>market risk exposures have been significantly reduced prior and subsequent to Russia's invasion of Ukraine.</u>

As of December 31, 2021, the bank's credit exposure to Russia and Ukraine was as follows:

- Net loan exposure to Russia of € 0.6 billion after taking account of guarantees and asset collateral. Gross loan exposure was € 1.4 billion, around 0.3% of the overall loan book. The bank's net exposure comprises:
- o € 0.5 billion to large Russian companies with material operations and cashflow outside Russia (€ 1.1 billion gross), booked offshore and with de minimis onshore exposure
- o € 0.1 billion from loans to subsidiaries of large multinational companies (€ 0.3 billion gross), predominantly guaranteed by parent companies, of which around 50% booked offshore
- Net loan exposure to Ukraine of € 42 million (€ 0.6 billion gross)
- The vast majority of Deutsche Bank's derivative exposure to Russia has been unwound. The remaining exposure presents no material credit risk as the bank has a net liability position
- · Offshore loans to counterparties with a Russian connection by the wealth management business were adequately collateralised, and the collateral is not linked to Russia
- リスク軽減の取組みや責任者による現状認識について説明
- ロシア・ウクライナ向け貸付金残高の状況や貸付金全体に占める 割合を具体的に開示

British American Tobacco p.l.c.(英国、製造業)

(2022年3月11日)

[Russia Business Update and Revised Guidance]

(ロシア事業に関するアップデート及び業績見通しの修正)※抜粋

Building on our announcement of 9th March 2022, we have now completed the review of our presence in Russia. The context is highly complex, exceptionally fast-moving and volatile.

We have concluded that BAT's ownership of the business in Russia is no longer sustainable in the current environment.

Today, we have initiated the process to rapidly transfer our Russian business in full compliance with international and local laws. Beyond continuing to pay our 2,500 employees, we will do our utmost to safeguard their future employment.

Upon completion, BAT will no longer have a presence in Russia.

Following our decision today, and in light of the continuing uncertainty related to Ukraine and Russia and the possible indirect impact on the rest of the Group, we consider it prudent to revise our guidance for full year 2022. We now expect constant currency Group revenue growth of 2% to 4% and Mid-Single Figure constant currency adjusted diluted EPS growth. In 2021, <u>Ukraine</u> and Russia accounted for 3% of Group revenue and a slightly lower proportion of adjusted profit from operations.

- ロシアにおける事業に関して、継続可能ではないとの認識を開示
- 業績見通しを修正するとともに、ロシア・ウクライナ両国が収益に 占める割合の実績を明示

四半期決算短信の簡素化の経緯

- □ 2016年ディスクロージャーWGでは、四半期決算短信について、速報としての性格に比した作成・公表の事務負担や四半期報告書の記載内容との重複に係る指摘を踏まえ、速報性の観点から、整理・合理化を提言
- □ 取引所は、上記提言等を踏まえ、四半期決算短信について、以下の見直しを実施(2017年4月から適用)。 見直し後も、四半期連結財務諸表及び主な注記の記載を要請

項目	見直し前	見直し後
主要な経営指標の様式 (サマリー情報)	義務	要請
四半期連結財務諸表 及び主な注記	要請	要請だが、後日開示することも可能 (投資判断を誤らせるおそれがない場合)
投資判断に有用な追加情報 (経営成績に関する定性的な記載等)	積極的な記載を要請	要請を取り止め

※ 上記のほか、業績予想については、多様な記載例を例示するとともに、四半期レビューは不要であることを明確化

四半期決算短信、四半期報告書の比較(財務情報)

□ 四半期報告書で開示されてきたセグメント情報やキャッシュフローの情報(減価償却費等)等の注記について、「一本化」後の四半期決算短信において開示することを求める意見がある

		四半期 決算短信	四半期 ——報告書
	四半期貸借対照表	0	0
本表	四半期損益計算書	0	0
20	四半期キャッシュ・フロー 計算書	-	O (2Qのみ) ^(注1)
	継続企業の前提	0	0
	連結・持分法適用の範囲の変更	0	0
	会計方針の変更	0	0
主な注	四半期特有の会計処理	0	0
注記	連結範囲外の子会社等 (重要なもの)	_	0
	追加情報	_	0
	四半期貸借対照表関係	-	0
	四半期損益計算書関係	-	0

		四半期 決算短信	四半期 報告書
	四半期キャッシュ・フロー 計算書関係	-	0
	株主資本等関係	0	0
	金融商品関係	_	O ^(注2)
	有価証券関係	_	O ^(注2)
主な	デリバティブ取引関係	_	〇 (注2)
主な注記	企業結合関係	_	0
но	収益認識関係	_	0
	セグメント情報	_	0
	1株当たり情報	_	0
	重要な後発事象	_	0

⁽注1)第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。)及びのれんの償却額を注記する。

⁽注2)企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期 及び第3四半期は省略可。一方、IFRSでは、これらにかかわらず注記が必要(IAS第34号16A)。

四半期決算短信と四半期報告書の比較(非財務情報)

□ 四半期報告書で開示されてきた、「事業等のリスク」、「経営上の重要な契約等」、「研究開発活動の状況」に 重要な変更があった場合の記載について、「一本化」後は、臨時報告書や適時開示において開示を求める 意見がある

	四半期決算短信 (取引所規則)※要請事項	四半期報告書 (金融商品取引法)	臨時報告書 (金融商品取引法)	適時開示 (取引所規則)
企業の	サマリー情報(業績予想含む)	主要な経営指標等の推移	_	_
概況	_	事業の内容 (重要な変更があった場合のみ)	_	_
	継続企業の前提に関する 重要事象等 (存在する場合のみ)	事業等のリスク (重要な変更があった場合のみ) ^(注)		
事業の		経営上の重要な契約等 (重要な変更があった場合のみ)	— ※ ただし、提出会社の	※ ただし、合併等の組 織再編行為や、重要な
状況	_	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析(キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ)	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(数値基準あ	事項であって、投資者 の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行う ことについて決定をした
		研究開発活動の状況 (重要な変更があった場合のみ)	り)が発生した場合、記載が求められる	場合又は生じた場合、記載が求められる
提出 会社の	_	株式等の状況		
状況		役員の状況 (重要な変更があった場合のみ)		代表取締役又は 代表執行役の異動

以下の場合に記載を要する

- (注) 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
 - 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
 - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

四半期決算短信、四半期報告書ともに30日以内に提出している企業(2022年3月期第1四半期)

□ 以下の会社(32社)は、四半期会計期間(2021年4~6月)後30日以内に、四半期決算短信と四半期報告書を提出している(事務局説明資料P21の右図表参照)

北陸電気工事(株)

NECネッツエスアイ(株)

幼児活動研究会(株)

(株)日本ケアサプライ

ゲンダイエージェンシー(株)

養命酒製造(株)

エレマテック(株)

(株)三越伊勢丹ホールディングス

八洲電機(株)

(株)エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート

(株)エイトレッド

(株)ディスコ

(株)メディアリンクス

日本電気(株) ※IFRS適用

santec(株)

日東電工(株) ※IFRS適用

(株)東海理化電機製作所

(株)島根銀行

ジェイリース(株)

日産自動車(株)

(株)ミクリード

(株)きもと

兼松サステック(株)

(株)バルカー

佐藤商事(株)

(株)阿波銀行

(株)マネーパートナーズグループ

京阪神ビルディング(株)

(株)スターフライヤー

(株)ゼンリン

北陸電力(株)

(株)カプコン

(日本取引所グループ・銘柄コード順)

金融商品取引法第158条による対応事例

□ これまで取引所の適時開示における虚偽記載については、金融商品取引法第158条に基づく「風説の流布等」により、刑事責任を追及した事案がある。これに照らせば、株価変動を目的として行われた、適時開示における重要な虚偽記載は、金商法上の罰則対象となりうる

証券取引等監視委員会による適時開示に係る告発事案(風説の流布及び偽計)

● 調査の実施状況及び告発の状況

証券監視委は、㈱Aの株券に係る風説の流布及び偽計が証取法(第158条等、風説の流布の禁止、偽計の禁止)に違反するとして、●年●月 ●日、●●地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、●年●月●日、犯則嫌疑法人2社(B社、A社)及び犯則嫌 疑者4人を、●●地方検察庁検察官に告発。

● 告発の対象となった犯則事実

犯則嫌疑法人B社の代表取締役であった犯則嫌疑者Dら4名は、実質的には、既にB社が買収済みのC社について、同社の企業価値を過大に評価した株式交換 比率での交換によって、A社株式を取得し、分割割合を1対100とする株式分割を行う旨の公表と併せて、同社の●年●月第●四半期に架空の売上を計上して黒字 化した虚偽の業績を発表することにより、同社の株価を上昇させた上で、これを売却して利益を得ようと企て、

- ① 真実は、A社とC社との株式交換が、上記の企てのもとに行われ、C社の企業価値を大幅に超える数量のA社株式を発行させ、同株式をE投資事業組合名義でB 社が取得して、その売り抜けを計画している株式交換であるのに、●年●月●日、「株式交換比率(1対1)については、第三者機関が算出した結果を踏まえ、両者間 で協議の上で決定した。」旨等の虚偽の内容を含む公表をし、
- ② 次いで、●年●月●日、●月●日に公表されたA社株式の100分割に伴い上記株式交換比率を1対100に訂正する旨公表し、
- ③ さらに、真実は、A社は、●年●月期第●四半期の売上高がX億XXXX万円、経常損失XXXX万円、当期純損失がXXXX万円であったのに、架空売上を計上する方法により経常利益及び当期純利益が生じたかのように装い、●年●月●日、「A社の第●四半期の売上高はX億XXXX万円、経常利益はXXXX万円、当期純利益はXXXX万円である。当期第●四半期においては、前年同期比で増収増益を達成し、前年中間期以来の完全黒字化への転換を果たしている。」旨虚偽の事実を公表し、

もって、有価証券の売買その他の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いるとともに、風説を流布したものである。



有価証券報告書における四半期情報の開示

- □ 現行の有価証券報告書では、一覧性の観点から、四半期ごとの主要な経営成績の推移として、四半期報告書において開示された、各四半期の売上高や税金等調整前四半期純利益等、主な四半期情報の記載が求められている
- □ 四半期決算短信に「一本化」する場合、現行に倣い、有価証券報告書において、四半期決算短信で開示された主な四半期情報の記載を求める場合には、当該情報は金商法上のエンフォースメント対象となり、情報の信頼性確保が図られる

有価証券報告書における四半期情報の開示

第5 経理の状況

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	×,×××,××	×,×××,××	×,××,××	× × , × × , × ×
税金等調整前四半期純利益	(百万円)	×,×××,××	×,×××,××	×,×××,××	×,×××,××
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	×××,××	×,×××,××	×,×××,××	×,×××,××
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	× × . × ×	× × × . × ×	x x x . x x	× × × . × ×

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益	(円)	× × . × ×	× × . × ×	× × . × ×	x x.x x

半期報告書と第2四半期報告書の比較(非財務情報)

□ 半期報告書と第2四半期報告書の非財務情報の開示事項は、一部(青色部分)を除き、概ね、同様のものとなっている

半期報告書(金融商品取引法)

第2四半期報告書(金融商品取引法)

_	十别牧古者(金融简加权引法)	第2四十别拟古音(亚欧阿加以列 <i>达)</i> - ————————————————————————————————————			
	主要な経営指標等の推移(半報:半期3期分+4	年度2年分、 第2四半報:四半期2期分+年度1年分)			
	事業の内容(重要な	変更があった場合のみ)			
企業の 概況	関係会社の状況(ただし、異動があった場合) 主要な関係会社の異動の状況 (「事業の内容」に記載)	主要な関係会社の異動の状況 (「事業の内容」に記載)			
	従業員の状況	従業員の状況(従業員数に著しい変更があった場合) (「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載)			
	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (重要な変更があった場合のみ)	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (重要な変更があった場合のみ、 「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載)			
	事業等のリスク(重要な変更があった場合のみ)(※)				
事業の	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析				
状況 =		重要な契約等 があった場合のみ)			
	研究開発活動	研究開発活動 (重要な変更があった場合、 「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」」に記載)			
設備の	主要な設備の状況(重要な異動があった場合)	主要な設備の状況に関し、著しい変動があった場合や、計画に著しい変			
状況	設備の新設、除却等の計画(重要な変更があった場合)				
提出		 等の状況			

役員の状況(異動があった場合のみ)

(注)以下の場合に記載を要する

会社の

状況

- 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

半期報告書と第2四半期報告書の比較(財務情報)

□ 半期報告書の財務情報は、有価証券報告書の財務情報に近い内容となっており、第2四半期報告書の財務情報に加え、 単体財務諸表やリース取引の注記等が追加されている

		連結則	才務諸表	単体則	大務諸表
	※連結財務諸表を作成している会社を前提	半期報告書	第2四半期報告書	半期報告書	第2四半期報告書
	貸借対照表、損益計算書		0		
本表	株主資本等変動計算書	0	_	0	
衣	キャッシュ・フロー計算書		O (2Qのみ) ^(注1)		
	継続企業の前提	0	0	0	
	重要な会計方針等	0	(注2)	0	
	追加情報	0	0	0	
主	貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書、株主資本等関係	0	〇(注3)	0	_
主な注記	リース取引関係	0	_	0	
記	金融商品、有価証券等関係	0	(注4)	0	
	ストック・オプション等関係	0	_	0	
	収益認識関係	0	〇(注5)	0	
	セグメント情報等	0	0	0	
	重要な後発事象	0	0	0	

⁽注1) 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。)及びのれんの償却額を注記する。

⁽注2) 重要な会計方針等については、変更があった場合に注記を行う。

⁽注3) 四半期については、一部項目に限定。なお、四半期の株主資本に著しい変更があった場合は記載が必要。

⁽注4) 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

⁽注5) 四半期報告書では、収益を分解した情報のみ注記が必要。半期報告書では、これに加えてその他の注記事項も重要な変動がある場合は記載が必要。

四半期レビュー基準等

- □ 米国において四半期財務諸表に四半期レビューが導入されていることを踏まえ、我が国においても、2006年の金融商品取引法による四半期報告制度の導入の後、2007年に、「四半期財務諸表に関する会計基準」とともに「四半期レビュー基準」を設定することで、四半期レビュー制度を導入
- □「四半期レビュー基準」は、国際的なレビュー基準との整合性が図られている

金融審議会金融分科会第一部会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告(2005年6月28日)抄

米国においては、四半期財務諸表について、積極的に四半期財務諸表の適正性を証明する監査ではなく、四半期財務諸表に誤りは認められないといった形での保証手続(「レビュー」)が導入されており、我が国においてもその導入を図っていくことが適切である。このため、四半期財務諸表についてのレビュー手続に係る保証基準の整備が図られるべきである。

四半期レビュー制度の導入

2006年6月:証券取引法改正により成立した「金融商品取引法」により、四半期報告制度を導入

2007年3月:企業会計基準委員会(ASBJ)において「四半期財務諸表に関する会計基準」を策定

企業会計審議会において「四半期レビュー基準」を策定

2008年4月:四半期報告制度が施行

国際的なレビュー基準との整合性

我が国の「四半期レビュー基準」は、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて2005年に公表した国際レビュー業務基準(ISRE)第2410号を参考として作成された。その後、国際監査基準の改訂等を踏まえ、改訂を実施している。

四半期レビュー、中間監査、年度監査制度の比較

- □ 四半期レビュー基準は国際的な監査基準との整合性が図られており、四半期レビュー手続は、中間監査や 年度監査と比較して、簡素化された手続きとなっている
- □ 中間監査は、日本独特の監査制度となっている(注1)

四半期レビュー

中間監査

年度監査

		118322	
保証水準	● 限定的保証	● 合理的保証	● 合理的保証
	保証水準	≝の違い(限定的保証・合理的保証)に応じた手	続を実施
手続	● 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、これらは年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続	 中間監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、中間財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、当該発見リスクの水準に対応した適切な監査手続 発見リスクの水準を年度監査より高めに決定することができる 	 ■ 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、 財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施
手続の概要	● 質問、分析的手続、その他の四半期レビュー手 続に限定 ^(注4)	 中間監査の水準に応じた運用評価手続^(注2)及び実証手続^(注3) 年度監査と比して省略した監査手続が可能^(注5) 	● 年度監査の水準に応じた運用評価手続 ^(注2) 及 び実証手続 ^(注3)

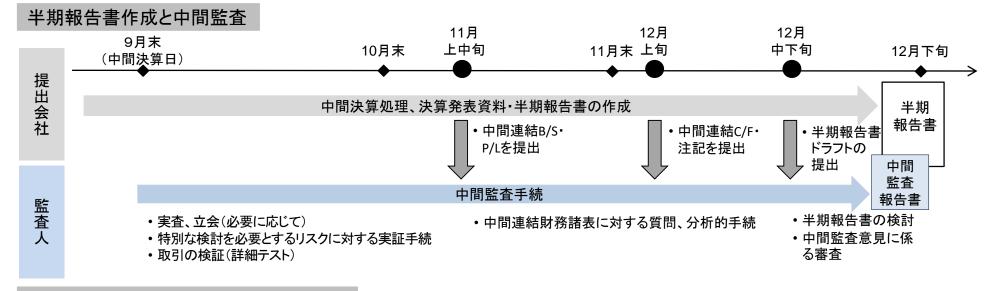
証明文言

- 適正に表示していないと信じさせる事項が全て の重要な点において認められなかったかどうか に関する結論の表明(消極的形式)
- 有用な情報を表示しているものと認められるか どうかに関する意見の表明(積極的形式)
- 全ての重要な点において適正に表示しているか どうかに関する意見の表明(積極的形式)

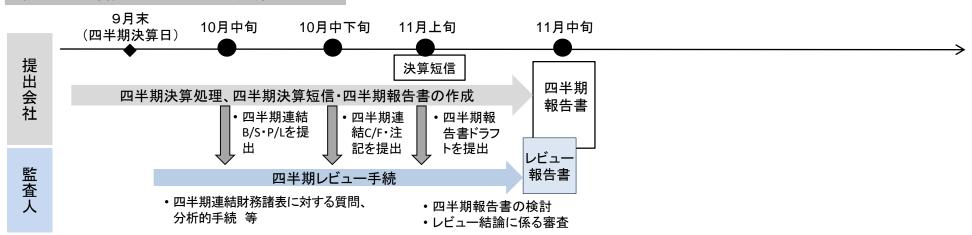
- (注1)八田進二・町田祥弘共著「2013」 「逐条解説で読み解く 監査基準のポイント」(同文舘出版) P.183
- (注2)重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続(質問、観察、記録や文書の閲覧、再実施等)をいう。
- (注3)実証手続は、重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、分析的実証手続と詳細テスト(実査、立会、確認、証憑突合等)により構成される。
- (注4)通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。
- (注5)ただし、中間監査の発見リスクの水準を年度監査の発見リスクの水準よりも高くすることができないと判断した場合、分析的手続等を中心とする監査手続に加えて必要な実証手続を適用。発見リスクの水準によっては 実証手続として実査、立会、確認等が実施されることもある。

半期報告書作成と中間監査等のスケジュールのイメージ

□ 企業(3月決算)における半期報告書作成及び中間監査のスケジュールと、四半期報告書作成及び四半期レビューのスケジュールは、以下のイメージ



第2四半期報告書作成と四半期レビュー



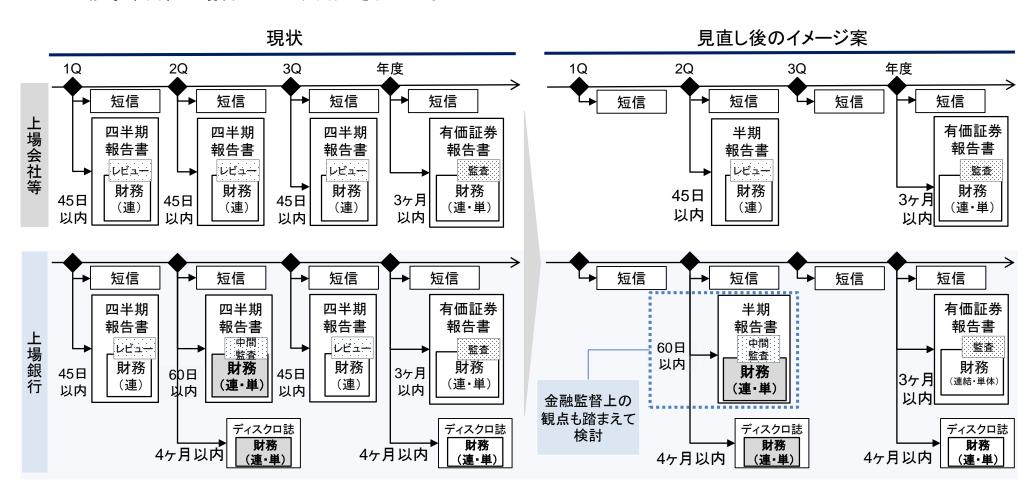
諸外国の期中報告の開示内容・保証状況・エンフォースメント

□ 欧州(英、仏、独)では半期の期中報告が求められており、レビューについては、制度上の要否にばらつきがある中で多くの企業が実施。なお、虚偽に対するエンフォースメント手段も確保

	米国	イギリス	フランス	ドイツ
半期報告書 の提出義務	なし <第2四半期報告書を提出>	あり (開示透明性規則4.2.2)	あり (通貨金融法典L451-1-2)	あり (有価証券取引法115条)
開示内容	 要約財務諸表 MD&A 内部統制に関する経営者の意見 リスク情報 等 (Form10-Q) 	 要約財務諸表 期中マネジメントレポート(下記を含める必要) 期間中に発生した重要な事象と要約財務諸表への影響 後半6ヶ月間における主要なリスクと不確実性 期間中における関連当事者取引 責任者によるステートメント 	 要約財務諸表 期中マネジメントレポート(左記イギリスと同様) 責任者によるステートメント 法定監査人による限定的監査に関する報告書 	 要約財務諸表 期中マネジメントレポート(左記イギリスと同様) 責任者によるステートメント
監査 ・ レビュー	• 四半期:必要(監査又はレ ビュー)	 不要 ※ 監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその影響を記載 FTSE100の90%がレビューあり 	・ 必要(レビュー)	 不要 ※ 監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその旨を記載 DAX40構成銘柄の85%(34社)がレビューあり
提出期限	四半期終了後45日以内 (早期提出会社は40日以内)	上半期末後3ヶ月以内	上半期末後2ヶ月以内	上半期末後2ヶ月以内
エンフォースメント	SEC提出書類(10-Q)に重要な虚 偽記載があっ場合 <個人> 20年以下の懲役又は500万ドル 以下の罰金(併科あり) <法人>2500万ドルの罰金 (証券取引法33条)	制裁金(虚偽記載した者に対して、 当局が企業の売上高等を勘案し て決定) (FCA Decision Procedure and Penalties Manual 6)	訂正命令、制裁金(違反した者に対して、150万ユーロ又は実現した利益の10倍を超えない額) (通貨金融法典L621-15,18)	罰金(半期報告書を開示しない者 に対して、20万ユーロ以下の額) (有価証券取引法120条)

銀行等(特定事業会社)の四半期開示

□ 上場している銀行等(特定事業会社^(注1))は、第2四半期報告書において、四半期連結財務諸表に代えて、連結及び単体の中間財務諸表と中間監査が求められており、提出期限は、単体財務諸表等の作成負担から、第2四半期後60日以内(上場の一般事業会社の場合は45日以内)とされている^{(注2)(注3)}



- (注1)銀行、銀行持株会社、保険会社、保険持株会社及び信金中金(金融商品取引法第24条の4の7第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項)
- (注2)「銀行、保険会社等の単体かつ半期ベースで自己資本比率に係る規制の適用を受ける会社は、こうした情報も重要な投資情報であると考えられる」という趣旨から求められている。
- (金商法コンメンタール(定義・開示制度)P603、「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」パブコメ回答(平成19年7月31日公表))
- (注3)金融商品取引法第24条の4の7第1項、金融商品取引法施行令第4条の2の10第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項、第4号の3様式記載上の注意(30)、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条第1項第12号
- (注4)銀行法第19条第1項及び第2項、第21条第1項及び第2項、銀行法施行規則第18条第1項、第19条の2第1項第5号イ及びヌ、第19条の4